

令和5年12月8日

令和5年第3回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会資料

(令和5年12月6日付託分)

附属資料

総務局

目 次

	ページ
1 神奈川県局設置条例 新旧対照表	1
2 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例 新旧対照表	2
3 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表	5
4 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例 新旧対照表	10
5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の 新旧対照表・給料表【総務局関係】	11
6 職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表	24
7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する 条例関連の新旧対照表【総務局関係】	33
8 職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表	38
9 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例 の一部を改正する条例関連の新旧対照表	41
10 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 新旧対照表	46

1 神奈川県局設置条例（昭和31年神奈川県条例第30号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>文化スポーツ観光局</u></p> <p>ア 国際交流及び国際協力に関する事項</p> <p>イ 文化の振興に関する事項</p> <p>ウ <u>スポーツに関する事項</u></p> <p>エ 観光に関する事項</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)～(9)</u> (略)</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の局を置く。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>国際文化観光局</u></p> <p>ア 国際交流及び国際協力に関する事項</p> <p>イ 文化の振興に関する事項</p> <p>(新規)</p> <p>ウ 観光に関する事項</p> <p><u>(5) スポーツ局</u></p> <p>ア <u>スポーツに関する事項</u></p> <p><u>(6)～(10)</u> (略)</p>

2 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）新旧対照表

改 正					現 行						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
区分	単位	金額				区分	単位	金額			
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地
第一種電柱	1 本	2,460	1,940	1,630	1,530	第一種電柱	1 本	2,370	1,880	1,560	1,450
		円	円	円	円			円	円	円	円
第二種電柱		3,780	2,980	2,510	2,350	第二種電柱		3,650	2,890	2,400	2,230
		円	円	円	円			円	円	円	円
第三種電柱		5,100	4,030	3,380	3,170	第三種電柱		4,920	3,890	3,240	3,000
		円	円	円	円			円	円	円	円
第一種電話柱		2,200	1,740	1,460	1,360	第一種電話柱		2,120	1,680	1,400	1,290
		円	円	円	円			円	円	円	円
第二種電話柱		3,520	2,780	2,330	2,180	第二種電話柱		3,390	2,690	2,230	2,070
		円	円	円	円			円	円	円	円
第三種電話柱	4,830	3,820	3,200	3,000	第三種電話柱	4,660	3,690	3,070	2,850		
	円	円	円	円		円	円	円	円		
その他の柱類	220円	170円	150円	140円	その他の柱類	210円	170円	140円	130円		
共架電線	共架する電柱1本	1,720	1,360	1,140	1,070	共架電線	共架する電柱1本	1,660	1,320	1,090	1,020
		円	円	円	円			円	円	円	円
看板	表示面積1平方メートル	8,200	4,310	1,330	910	看板	表示面積1平方メートル	8,010	4,730	1,510	1,040
		円	円	円	円			円	円	円	円
標識	1 本	3,520	2,780	2,330	2,180	標識	1 本	3,390	2,690	2,230	2,070
		円	円	円	円			円	円	円	円
	外径が0.07メートル未満のもの	92円	73円	61円	57円		外径が0.07メートル未満のもの	89円	70円	59円	54円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル	130円	100円	87円	82円		外径が0.07メートル以上0.1メートル	130円	100円	84円	78円

		改 正				現 行					
管 類	ル未満 のもの										
	外径が 0.1メー トル以 上0.15		200円	160円	130円	120円		190円	150円	130円	120円
	メートル未満 のもの										
	外径が 0.15メ ートル 以上0.2		260円	210円	170円	160円		250円	200円	170円	160円
	メートル未満 のもの										
	外径が 0.2メー トル以 上0.3メ	長さ 1メ ートル	400円	310円	260円	250円		380円	300円	250円	230円
	ートル未満 のもの										
	外径が 0.3メー トル以 上0.4メ		530円	420円	350円	330円		510円	400円	340円	310円
	ートル未満 のもの										
	外径が 0.4メー トル以 上0.7メ		920円	730円	610円	570円		890円	700円	590円	540円
	ートル未満 のもの										
	外径が 0.7メー トル以 上1メ		1,320円	1,040円	870円	820円		1,270円	1,010円	840円	780円
ートル											

改 正					現 行							
	未満の もの						未満の もの					
	外径が 1メー トル以 上2メ ートル	2,640 円	2,080 円	1,750 円	1,640 円		2,540 円	2,010 円	1,680 円	1,550 円		
	未満の もの											
	外径が 2メー トル以 上のも の	5,270 円	4,160 円	3,500 円	3,280 円		5,090 円	4,030 円	3,350 円	3,110 円		
備考	1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市_____及び座間市の区域をいう。				備考				1 「第一級地」とは、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市の区域をいう。			
	2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。								2 「第二級地」とは、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市_____、三浦郡葉山町、高座郡寒川町、中郡大磯町、同郡二宮町、足柄上郡大井町、同郡開成町、足柄下郡真鶴町及び愛甲郡愛川町の区域をいう。			
	3～8 (略)								3～8 (略)			

3 知事及び副知事の給与等に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表

知事及び副知事の給与等に関する条例（昭和28年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第1条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

<第2条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

教育長の給与等に関する条例（昭和24年神奈川県条例第42号）新旧対照表

<第3条関係>

改 正	現 行
<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

<第4条関係>

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

監査委員の給与等に関する条例（昭和26年神奈川県条例第8号）新旧対照表

<第5条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

<第6条関係>

改 正	現 行
<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第6条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和41年神奈川県条例第51号）新旧対照表

<第7条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

<第8条関係>

改 正	現 行
<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>第4条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（企業職員の期末手当に係る職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）第15条第5項の規定に相当する規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

特別職の秘書の職の指定等に関する条例（平成20年神奈川県条例第5号）新旧対照表

<第9条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の165</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の99</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の49.5</u></p>

<第10条関係>

改 正	現 行
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の170</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の102</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の51</u></p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の期日現在（同項後段に規定する者にあつては、退職又は死亡の日現在）において、期末手当基礎額（職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第15条第5項の規定の例により算定した額をいう。）に前項の期日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の175</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の105</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の52.5</u></p>

4 職員の旅費及び旅行に要する費用の弁償に関する条例（昭和31年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 （略） （旅費の種類）</p> <p>第6条 （略） 2～8 （略）</p> <p>9 移転料は、赴任（新たに採用された職員（<u>臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。</u>）及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条において同じ。）に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p> <p>10～15 （略）</p> <p>第7条～第39条 （略）</p>	<p>第1条～第5条 （略） （旅費の種類）</p> <p>第6条 （略） 2～8 （略）</p> <p>9 移転料は、赴任（<u>任命権者の要請に係る人事交流により国又は他の地方公共団体に勤務する者から引き続いて採用された職員</u>）及び転任を命ぜられた職員が旅行する場合に限る。次項、第19条第1項及び第2項並びに第20条において同じ。）に伴う住所又は居所の移転について、路程に応じ一定距離当たりの定額により支給する。</p> <p>10～15 （略）</p> <p>第7条～第39条 （略）</p>

5 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例関連の新旧対照表・給料表【総務局関係】

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項（同法第22条の5第3項において準用する場合を含む。）に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条（略） （地域手当）</p> <p>第9条の2（略） 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。 3（略）</p> <p>第9条の3～第14条の3（略） （期末手当）</p> <p>第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>第1条～第4条（略） （初任給、昇給等の基準）</p> <p>第5条（略） 2～8（略）</p> <p>9 地方公務員法第22条の4第3項 _____ に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該定年前再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>第6条～第9条（略） （地域手当）</p> <p>第9条の2（略） 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.09</u>を乗じて得た額とする。 3（略）</p> <p>第9条の3～第14条の3（略） （期末手当）</p> <p>第15条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額（行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の100</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>

改 正	現 行
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の125</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>を」とあるのは「<u>100分の57.5</u>を」とする。</p> <p>4～6 (略)</p> <p>第15条の2・第15条の3 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の120</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の47.5</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の57.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第1条の3 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号。以下「勤務時間条例」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手</p>	<p>第1条～第1条の3 (略)</p> <p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号。以下「勤務時間条例」という。）第3条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて、管理職手</p>

改 正	現 行
<p>当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等</u>手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を含まないものとする。</p>	<p>当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び農林漁業普及指導手当を含まないものとする。</p>
<p>第3条～第9条 (略) (地域手当)</p>	<p>第3条～第9条 (略) (地域手当)</p>
<p>第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.21</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>第9条の2 (略) 2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の12.19</u>を乗じて得た額とする。</p>
<p>3 (略) 第9条の3～第9条の6 (略) (在宅勤務等手当)</p>	<p>3 (略) 第9条の3～第9条の6 (略) (新設)</p>
<p>第9条の7 <u>正規の勤務時間による勤務として住居その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める場所（以下この項において「住居等」という。）で勤務することを命ぜられた1箇月当たりの日数（住居等以外の場所で勤務する時間その他人事委員会規則で定める時間を含む日を除く。）が、人事委員会規則で定める期間以上の期間について平均して10日を超えた職員で人事委員会規則で定めるものには、在宅勤務等手当を支給する。</u></p>	
<p>2 <u>在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。</u></p>	
<p>3 <u>前2項に規定するもののほか、在宅勤務等手当の支給に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p>	
<p>第10条～第13条 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例)</p>	<p>第10条～第13条 (略) (時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の特例)</p>
<p>第13条の2 前3条の場合において、職員が第7条の3の規定による初任給調整手当、<u>第9条の7の規定による在宅勤務等手当</u>、第10条の規定による特殊勤務手当のうち月額の特殊勤務手当、第10条の2の規定による特地勤務手当若しくは第17条の2の規定による農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員であるとき又は職員の勤務が第10条の規定による特殊勤務手当（月額のものを除く。）の支給対象となる勤務若しくはこれと同様な勤務で人事委員会規則で定める勤務であるときは、勤務1時間につき前3条の</p>	<p>第13条の2 前3条の場合において、職員が第7条の3の規定による初任給調整手当_____、第10条の規定による特殊勤務手当のうち月額の特殊勤務手当、第10条の2の規定による特地勤務手当若しくは第17条の2の規定による農林漁業普及指導手当の支給を受ける職員であるとき又は職員の勤務が第10条の規定による特殊勤務手当（月額のものを除く。）の支給対象となる勤務若しくはこれと同様な勤務で人事委員会規則で定める勤務であるときは、勤務1時間につき前3条の</p>

改 正	現 行
<p>規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。</p>	<p>規定による時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額に人事委員会規則で定めるところにより計算した額を加えた額をもつて当該手当の額とする。</p>
<p>第14条～第14条の3 (略) (期末手当)</p>	<p>第14条～第14条の3 (略) (期末手当)</p>
<p>第15条 (略)</p>	<p>第15条 (略)</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（人事委員会規則で定める職員に限る。第16条において「特定幹部職員」という。）にあつては<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間における前項の職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の58.75</u>」とする。</p>	<p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の60</u>」とする。</p>
<p>4～6 (略)</p>	<p>4～6 (略)</p>
<p>第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当)</p>	<p>第15条の2・第15条の3 (略) (勤勉手当)</p>
<p>第16条 (略)</p>	<p>第16条 (略)</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その任命権者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p>
<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の102.5</u>（特定幹部職員にあ</p>	<p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員等にあつては、人事委員会規則で定める日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の105</u>（特定幹部職員にあ</p>

改 正	現 行
<p>つては、<u>100分の122.5</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に<u>100分の48.75</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の58.75</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤労手当</u>及び費用弁償)</p> <p>第18条の2 地方公務員法第22条の2 第1項第1号に掲げる職員 (以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。) については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当、<u>勤労手当</u>及び通勤に要する費用を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員 (その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他任命権者が定める者に限る。) については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当及び<u>勤労手当</u>を支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤労手当</u>及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当、<u>勤労手当</u>及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>第18条の3～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>	<p>つては、<u>100分の125</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤労手当基礎額に<u>100分の50</u> (特定幹部職員にあつては、<u>100分の60</u>) を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p> <p>(会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び費用弁償)</p> <p>第18条の2 地方公務員法第22条の2 第1項第1号に掲げる職員 (以下この条において「第1号会計年度任用職員」という。) については、常勤の職員の給与との権衡等を考慮して、予算の範囲内で、報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用を支給する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 6月1日及び12月1日にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員 (その任期が6月以上の者であつて1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上のものその他任命権者が定める者に限る。) については、常勤の職員の例により計算した額の期末手当_____を支給する。</p> <p>7 (略)</p> <p>8 第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用は、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。</p> <p>9 前各項に規定するもののほか、第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当_____及び通勤に要する費用の支給に関し必要な事項は、任命権者が定める。</p> <p>第18条の3～第22条 (略)</p> <p>別表第1～別表第11 (略)</p>

現業職員の給与の種類及び基準に関する条例 (昭和32年神奈川県条例第55号) 新旧対照表
 (第4条関係)

改 正	現 行
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、<u>在宅勤務等手当、特殊勤務手当、特地勤務手</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員の給与は、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当_____、特殊勤務手当、特地勤務手</p>

改 正	現 行
当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。	当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例及び学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年神奈川県条例第77号）新旧対照表

〈附則第4項関係〉

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）</p> <p>2 _____ 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「<u>給与条例</u>」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「<u>新学校職員給与条例</u>」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>（暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用され</p>	<p>第1条・第2条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>（旧地方公務員法勤務延長職員に関する経過措置）</p> <p>2 <u>第1条の規定による改正後の</u>職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（以下「<u>新給与条例</u>」という。）附則第7項から第16項まで及び第2条の規定による改正後の学校職員の給与等に関する条例（以下「<u>新学校職員給与条例</u>」という。）附則第8項から第15項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。次項において「令和3年地方公務員法改正法」という。）附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。</p> <p>（暫定再任用職員に関する経過措置）</p> <p>3 令和3年地方公務員法改正法附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用職員」という。）（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される<u>新給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。</p> <p>4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用され</p>

改正	現行
<p>る <u>給与条例</u>第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>	<p>る新給与条例第3条第2項又は新学校職員給与条例第3条第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、<u>新給与条例</u>第4条第2項又は新学校職員給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、当該暫定再任用短時間勤務職員の1週間当たりの勤務時間を職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第2条第1項又は学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p>
<p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p>	<p>5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第11条第2項及び第3項ただし書並びに新学校職員給与条例第16条第2項及び第3項ただし書の規定を適用する。</p>
<p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>給与条例</u>第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p>	<p>6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、<u>新給与条例</u>第15条第3項、第16条第2項及び第17条の3並びに新学校職員給与条例第19条第3項、第20条第2項、第20条の3第2項、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2の規定を適用する。</p>
<p>7～9 （略）</p>	<p>7～9 （略）</p>

行政職給料表(1)(令和5年度の改定)

※「改定額」は現行の給料月額との比較

職員の区分	職務の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,100	12,000	208,000	9,500	240,900	6,500	271,600	5,600	295,400	4,700
	2	163,200	12,000	209,700	9,400	242,400	6,400	273,200	5,500	297,500	4,600
	3	164,400	12,000	211,400	9,300	243,800	6,300	274,700	5,500	299,500	4,500
	4	165,500	12,000	212,900	9,000	245,200	6,200	276,300	5,300	301,400	4,400
	5	166,600	12,000	214,400	9,000	246,400	6,100	277,800	5,100	303,200	4,400
	6	167,700	12,000	216,200	9,000	248,000	6,100	279,500	5,000	305,000	4,200
	7	168,800	12,000	217,900	8,900	249,500	6,100	281,300	5,000	306,600	4,000
	8	169,900	12,000	219,600	8,800	250,900	6,000	283,100	4,800	308,200	4,000
	9	170,900	12,000	221,100	8,700	252,000	6,000	284,800	4,600	309,800	3,700
	10	172,300	12,000	222,600	8,400	253,400	5,900	286,700	4,500	312,000	3,600
	11	173,600	12,000	224,100	8,100	254,900	5,900	288,500	4,400	314,200	3,600
	12	174,900	12,000	225,600	7,800	256,200	5,900	290,300	4,300	316,200	3,300
	13	176,100	12,000	226,800	7,600	257,500	5,700	292,100	4,200	318,200	3,200
	14	177,600	12,000	228,200	7,200	258,700	5,700	293,700	4,000	320,200	3,100
	15	179,100	12,000	229,600	6,900	259,900	5,600	295,100	3,900	322,100	2,800
	16	180,700	12,000	231,000	6,500	261,100	5,600	296,500	3,900	324,000	2,600
	17	181,800	12,000	232,400	6,300	262,300	5,500	298,000	3,600	325,900	2,600
	18	183,200	12,000	234,000	6,200	263,600	5,400	300,000	3,600	327,900	2,600
	19	184,600	12,000	235,500	6,100	264,900	5,300	302,000	3,500	329,800	2,500
	20	186,000	12,000	236,900	6,000	266,200	5,100	303,800	3,300	331,700	2,400
	21	187,300	12,000	238,100	5,900	267,600	4,900	305,500	3,100	333,400	2,400
	22	189,600	11,800	239,700	5,900	269,100	4,700	307,400	2,900	335,400	2,300
	23	191,800	11,500	241,200	5,800	270,700	4,700	309,300	2,800	337,400	2,300
	24	194,000	11,200	242,600	5,700	272,200	4,600	311,100	2,500	339,300	2,100
	25	196,200	11,000	243,600	5,700	273,800	4,400	312,800	2,500	340,700	2,100
	26	197,900	11,000	245,100	5,700	275,500	4,300	314,800	2,400	342,600	2,100
	27	199,400	10,900	246,400	5,700	277,100	4,200	316,800	2,400	344,500	2,100
	28	200,900	10,700	247,600	5,700	278,700	4,100	318,700	2,300	346,400	2,100
	29	202,400	10,700	248,700	5,600	280,300	4,100	320,400	2,300	348,000	2,100
	30	203,800	10,400	249,700	5,600	281,800	3,900	322,400	2,300	349,900	2,100
	31	205,200	10,000	250,600	5,500	283,300	3,600	324,400	2,200	351,700	2,000
	32	206,600	9,700	251,500	5,400	284,800	3,600	326,400	2,100	353,500	2,000
	33	208,000	9,500	252,400	5,200	285,900	3,500	327,600	2,100	355,300	1,900
	34	209,300	9,400	253,300	5,200	287,500	3,400	329,600	2,100	357,100	1,900
	35	210,600	9,200	254,100	5,100	289,000	3,300	331,500	2,100	358,800	1,800
	36	211,900	9,000	254,900	4,900	290,500	3,100	333,500	2,000	360,500	1,800
	37	213,200	9,000	255,600	4,700	291,900	2,900	335,400	2,000	361,900	1,800
	38	214,400	8,900	256,700	4,500	293,500	2,800	337,300	2,000	363,200	1,800
	39	215,600	8,900	257,900	4,500	295,100	2,600	339,200	1,900	364,500	1,700
	40	216,700	8,700	259,000	4,300	296,700	2,400	341,100	1,900	365,900	1,700
	41	217,800	8,500	260,200	4,200	298,200	2,400	342,900	1,800	367,000	1,500
	42	218,900	8,300	261,400	4,000	299,800	2,300	344,800	1,800	367,900	1,500
	43	219,900	8,000	262,500	3,900	301,300	2,300	346,600	1,800	368,900	1,400
	44	220,900	7,700	263,600	3,800	302,800	2,200	348,400	1,700	370,000	1,400
	45	221,800	7,500	264,700	3,800	304,400	2,200	349,900	1,700	370,800	1,400

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	46	<u>222,700</u>	7,100	<u>265,800</u>	3,700	<u>306,000</u>	2,100	<u>351,300</u>	1,700	<u>371,700</u>	1,400
	47	<u>223,600</u>	6,700	<u>266,900</u>	3,500	<u>307,600</u>	2,100	<u>352,700</u>	1,600	<u>372,600</u>	1,400
	48	<u>224,500</u>	6,300	<u>267,900</u>	3,400	<u>309,100</u>	1,900	<u>354,200</u>	1,600	<u>373,400</u>	1,300
	49	<u>225,400</u>	6,200	<u>268,900</u>	3,300	<u>310,000</u>	1,900	<u>355,700</u>	1,500	<u>374,200</u>	1,200
	50	<u>226,300</u>	6,000	<u>269,900</u>	3,300	<u>311,500</u>	1,900	<u>356,500</u>	1,500	<u>375,000</u>	1,200
	51	<u>227,200</u>	5,900	<u>270,900</u>	3,100	<u>313,000</u>	1,900	<u>357,500</u>	1,300	<u>375,800</u>	1,200
	52	<u>228,100</u>	5,800	<u>271,800</u>	2,900	<u>314,600</u>	1,900	<u>358,500</u>	1,300	<u>376,500</u>	1,100
	53	<u>228,900</u>	5,600	<u>272,700</u>	2,800	<u>316,200</u>	1,900	<u>359,400</u>	1,300	<u>377,200</u>	1,100
	54	<u>229,800</u>	5,600	<u>273,600</u>	2,700	<u>317,800</u>	1,900	<u>360,500</u>	1,300	<u>377,900</u>	1,100
	55	<u>230,700</u>	5,600	<u>274,500</u>	2,500	<u>319,300</u>	1,800	<u>361,400</u>	1,300	<u>378,600</u>	1,100
	56	<u>231,500</u>	5,500	<u>275,400</u>	2,300	<u>320,800</u>	1,800	<u>362,400</u>	1,200	<u>379,300</u>	1,100
	57	<u>231,800</u>	5,500	<u>276,300</u>	2,300	<u>322,200</u>	1,700	<u>363,300</u>	1,200	<u>379,800</u>	1,100
	58	<u>232,600</u>	5,500	<u>277,200</u>	2,200	<u>323,400</u>	1,700	<u>364,000</u>	1,200	<u>380,400</u>	1,100
	59	<u>233,300</u>	5,500	<u>278,100</u>	2,200	<u>324,500</u>	1,600	<u>364,700</u>	1,200	<u>381,000</u>	1,100
	60	<u>233,900</u>	5,400	<u>279,000</u>	2,000	<u>325,600</u>	1,500	<u>365,300</u>	1,100	<u>381,700</u>	1,100
	61	<u>234,500</u>	5,300	<u>280,000</u>	1,900	<u>326,300</u>	1,500	<u>365,700</u>	1,100	<u>382,100</u>	1,100
	62	<u>235,200</u>	5,200	<u>281,000</u>	1,900	<u>327,200</u>	1,500	<u>366,300</u>	1,100	<u>382,800</u>	1,100
	63	<u>235,800</u>	5,100	<u>281,900</u>	1,900	<u>328,000</u>	1,500	<u>367,000</u>	1,100	<u>383,400</u>	1,100
	64	<u>236,300</u>	5,000	<u>282,800</u>	1,800	<u>328,800</u>	1,500	<u>367,700</u>	1,100	<u>384,000</u>	1,100
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	<u>236,800</u>	4,900	<u>283,300</u>	1,800	<u>329,600</u>	1,400	<u>368,000</u>	1,100	<u>384,400</u>	1,100
	66	<u>237,300</u>	4,800	<u>284,000</u>	1,600	<u>330,000</u>	1,400	<u>368,700</u>	1,100	<u>385,000</u>	1,100
	67	<u>237,800</u>	4,700	<u>284,700</u>	1,600	<u>330,600</u>	1,300	<u>369,400</u>	1,100	<u>385,600</u>	1,100
	68	<u>238,400</u>	4,600	<u>285,600</u>	1,600	<u>331,300</u>	1,200	<u>370,000</u>	1,000	<u>386,200</u>	1,100
	69	<u>238,900</u>	4,400	<u>286,600</u>	1,600	<u>332,100</u>	1,200	<u>370,300</u>	1,000	<u>386,600</u>	1,100
	70	<u>239,400</u>	4,300	<u>287,400</u>	1,600	<u>332,800</u>	1,200	<u>370,900</u>	1,000	<u>387,100</u>	1,100
	71	<u>239,900</u>	4,300	<u>288,200</u>	1,600	<u>333,500</u>	1,200	<u>371,600</u>	1,000	<u>387,600</u>	1,100
	72	<u>240,400</u>	4,100	<u>289,000</u>	1,600	<u>334,100</u>	1,100	<u>372,200</u>	1,000	<u>388,200</u>	1,100
	73	<u>240,900</u>	3,900	<u>289,700</u>	1,500	<u>334,600</u>	1,100	<u>372,500</u>	1,000	<u>388,500</u>	1,100
	74	<u>241,400</u>	3,800	<u>290,200</u>	1,500	<u>335,200</u>	1,100	<u>373,100</u>	1,000	<u>388,900</u>	1,100
	75	<u>241,800</u>	3,600	<u>290,600</u>	1,500	<u>335,700</u>	1,100	<u>373,800</u>	1,000	<u>389,300</u>	1,100
	76	<u>242,300</u>	3,600	<u>291,000</u>	1,400	<u>336,300</u>	1,100	<u>374,400</u>	1,000	<u>389,700</u>	1,100
	77	<u>242,800</u>	3,500	<u>291,200</u>	1,400	<u>336,600</u>	1,100	<u>374,800</u>	1,000	<u>390,000</u>	1,100
	78	<u>243,300</u>	3,300	<u>291,500</u>	1,400	<u>337,100</u>	1,100	<u>375,300</u>	1,000	<u>390,300</u>	1,100
	79	<u>243,800</u>	3,100	<u>291,700</u>	1,400	<u>337,500</u>	1,100	<u>375,900</u>	1,000	<u>390,600</u>	1,100
	80	<u>244,300</u>	3,100	<u>292,000</u>	1,300	<u>337,900</u>	1,000	<u>376,400</u>	1,000	<u>390,800</u>	1,000
	81	<u>244,700</u>	3,000	<u>292,200</u>	1,300	<u>338,300</u>	1,000	<u>376,900</u>	1,000	<u>391,000</u>	1,000
	82	<u>245,200</u>	2,900	<u>292,400</u>	1,300	<u>338,800</u>	1,000	<u>377,500</u>	1,000	<u>391,300</u>	1,000
83	<u>245,600</u>	2,700	<u>292,700</u>	1,200	<u>339,300</u>	1,000	<u>378,000</u>	1,000	<u>391,600</u>	1,000	
84	<u>246,000</u>	2,600	<u>292,900</u>	1,100	<u>339,800</u>	1,000	<u>378,300</u>	1,000	<u>391,800</u>	1,000	
85	<u>246,400</u>	2,500	<u>293,200</u>	1,100	<u>340,100</u>	1,000	<u>378,700</u>	1,000	<u>392,000</u>	1,000	
86	<u>246,800</u>	2,300	<u>293,500</u>	1,100	<u>340,500</u>	1,000	<u>379,200</u>	1,000	<u>392,300</u>	1,000	
87	<u>247,200</u>	2,100	<u>293,800</u>	1,100	<u>341,000</u>	1,000	<u>379,600</u>	1,000	<u>392,600</u>	1,000	
88	<u>247,600</u>	2,000	<u>294,100</u>	1,000	<u>341,400</u>	1,000	<u>380,000</u>	1,000	<u>392,800</u>	1,000	
89	<u>248,000</u>	1,900	<u>294,400</u>	1,000	<u>341,700</u>	1,000	<u>380,400</u>	1,000	<u>393,000</u>	1,000	
90	<u>248,500</u>	1,900	<u>294,800</u>	1,000	<u>342,100</u>	1,000	<u>380,900</u>	1,000	<u>393,300</u>	1,000	
91	<u>248,800</u>	1,900	<u>295,100</u>	1,000	<u>342,600</u>	1,000	<u>381,300</u>	1,000	<u>393,600</u>	1,000	
92	<u>249,100</u>	1,800	<u>295,500</u>	1,000	<u>343,000</u>	1,000	<u>381,700</u>	1,000	<u>393,800</u>	1,000	

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	93	<u>249,400</u>	1,800	<u>295,700</u>	1,000	<u>343,200</u>	1,000	<u>382,000</u>	1,000	<u>394,000</u>	1,000
	94			<u>295,900</u>	1,000	<u>343,600</u>	1,000	<u>382,500</u>	1,000	<u>394,300</u>	1,000
	95			<u>296,200</u>	1,000	<u>344,100</u>	1,000	<u>382,900</u>	1,000	<u>394,600</u>	1,000
	96			<u>296,600</u>	1,000	<u>344,500</u>	1,000	<u>383,300</u>	1,000	<u>394,800</u>	1,000
	97			<u>296,800</u>	1,000	<u>344,700</u>	1,000	<u>383,600</u>	1,000	<u>395,000</u>	1,000
	98			<u>297,100</u>	1,000	<u>345,100</u>	1,000	<u>384,100</u>	1,000	<u>395,300</u>	1,000
	99			<u>297,500</u>	1,000	<u>345,500</u>	1,000	<u>384,500</u>	1,000	<u>395,600</u>	1,000
	100			<u>297,900</u>	1,000	<u>345,800</u>	1,000	<u>384,900</u>	1,000	<u>395,800</u>	1,000
	101			<u>298,100</u>	1,000	<u>346,100</u>	1,000	<u>385,200</u>	1,000	<u>396,000</u>	1,000
	102			<u>298,400</u>	1,000	<u>346,500</u>	1,000	<u>385,700</u>	1,000		
	103			<u>298,800</u>	1,000	<u>346,900</u>	1,000	<u>386,100</u>	1,000		
	104			<u>299,100</u>	1,000	<u>347,300</u>	1,000	<u>386,500</u>	1,000		
	105			<u>299,300</u>	1,000	<u>347,800</u>	1,000	<u>386,800</u>	1,000		
	106			<u>299,600</u>	1,000	<u>348,200</u>	1,000				
	107			<u>300,000</u>	1,000	<u>348,600</u>	1,000				
	108			<u>300,300</u>	1,000	<u>349,000</u>	1,000				
	109			<u>300,500</u>	1,000	<u>349,500</u>	1,000				
	110			<u>300,900</u>	1,000	<u>349,900</u>	1,000				
	111			<u>301,300</u>	1,000	<u>350,200</u>	1,000				
	112			<u>301,600</u>	1,000	<u>350,500</u>	1,000				
	113			<u>301,800</u>	1,000	<u>351,000</u>	1,000				
	114			<u>302,000</u>	1,000						
	115			<u>302,300</u>	1,000						
	116			<u>302,700</u>	1,000						
	117			<u>302,900</u>	1,000						
	118			<u>303,100</u>	1,000						
	119			<u>303,400</u>	1,000						
	120			<u>303,700</u>	1,000						
	121			<u>304,100</u>	1,000						
	122			<u>304,300</u>	1,000						
	123			<u>304,600</u>	1,000						
	124			<u>304,900</u>	1,000						
	125			<u>305,200</u>	1,000						
定年 前再 任用 短時 間勤 務員		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>188,700</u>	1,000	<u>236,200</u>	1,000	<u>256,200</u>	1,000	<u>275,600</u>	1,000	<u>290,700</u>	1,000

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	<u>323,100</u>	3,900	<u>365,500</u>	2,600	<u>410,300</u>	2,200	<u>459,900</u>	1,500	<u>523,100</u>	1,400
	2	<u>325,300</u>	3,900	<u>368,100</u>	2,600	<u>412,700</u>	2,200	<u>463,000</u>	1,500	<u>526,000</u>	1,400
	3	<u>327,500</u>	3,800	<u>370,500</u>	2,600	<u>415,200</u>	2,200	<u>466,000</u>	1,500	<u>529,100</u>	1,400
	4	<u>329,500</u>	3,600	<u>372,900</u>	2,400	<u>417,600</u>	2,200	<u>469,000</u>	1,500	<u>532,200</u>	1,400
	5	<u>331,500</u>	3,400	<u>374,800</u>	2,400	<u>419,500</u>	2,200	<u>472,000</u>	1,500	<u>535,300</u>	1,400
	6	<u>333,500</u>	3,400	<u>377,300</u>	2,400	<u>421,600</u>	2,000	<u>475,000</u>	1,500	<u>537,600</u>	1,400
	7	<u>335,400</u>	3,100	<u>379,600</u>	2,400	<u>423,700</u>	2,000	<u>478,000</u>	1,500	<u>540,100</u>	1,400
	8	<u>337,300</u>	2,800	<u>382,100</u>	2,400	<u>425,900</u>	2,000	<u>481,100</u>	1,500	<u>542,500</u>	1,400
	9	<u>339,200</u>	2,800	<u>384,500</u>	2,400	<u>427,800</u>	1,900	<u>483,800</u>	1,500	<u>544,900</u>	1,400
	10	<u>341,200</u>	2,600	<u>387,100</u>	2,300	<u>429,900</u>	1,900	<u>486,900</u>	1,500	<u>546,700</u>	1,400
	11	<u>343,200</u>	2,600	<u>389,700</u>	2,300	<u>432,000</u>	1,900	<u>489,900</u>	1,500	<u>548,500</u>	1,400
	12	<u>345,200</u>	2,400	<u>392,300</u>	2,200	<u>433,900</u>	1,700	<u>493,000</u>	1,500	<u>550,400</u>	1,400
	13	<u>347,000</u>	2,400	<u>394,600</u>	2,100	<u>435,600</u>	1,700	<u>495,700</u>	1,500	<u>552,100</u>	1,400
	14	<u>349,000</u>	2,400	<u>396,900</u>	2,100	<u>437,400</u>	1,700	<u>498,000</u>	1,500	<u>553,500</u>	1,400
	15	<u>350,900</u>	2,300	<u>399,100</u>	2,100	<u>439,300</u>	1,600	<u>500,300</u>	1,500	<u>554,800</u>	1,400
	16	<u>352,800</u>	2,200	<u>401,400</u>	2,000	<u>441,200</u>	1,500	<u>502,600</u>	1,500	<u>555,900</u>	1,400
	17	<u>354,500</u>	2,200	<u>403,200</u>	2,000	<u>443,000</u>	1,400	<u>504,600</u>	1,400	<u>557,200</u>	1,400
	18	<u>356,500</u>	2,200	<u>405,100</u>	1,900	<u>444,800</u>	1,400	<u>506,000</u>	1,400	<u>558,200</u>	1,400
	19	<u>358,300</u>	2,200	<u>407,000</u>	1,900	<u>446,600</u>	1,400	<u>507,500</u>	1,400	<u>559,100</u>	1,400
	20	<u>360,200</u>	2,200	<u>408,800</u>	1,900	<u>448,300</u>	1,400	<u>508,900</u>	1,400	<u>560,000</u>	1,400
	21	<u>362,100</u>	2,200	<u>410,600</u>	1,800	<u>450,100</u>	1,400	<u>510,100</u>	1,400	<u>560,900</u>	1,400
	22	<u>364,000</u>	2,200	<u>412,400</u>	1,800	<u>451,600</u>	1,400	<u>511,500</u>	1,400		
	23	<u>365,900</u>	2,100	<u>414,200</u>	1,800	<u>453,000</u>	1,400	<u>513,000</u>	1,400		
	24	<u>367,800</u>	2,100	<u>416,000</u>	1,700	<u>454,500</u>	1,400	<u>514,500</u>	1,400		
	25	<u>369,700</u>	2,000	<u>417,600</u>	1,500	<u>455,900</u>	1,400	<u>515,600</u>	1,400		
	26	<u>371,600</u>	2,000	<u>419,100</u>	1,500	<u>457,200</u>	1,400	<u>516,700</u>	1,400		
	27	<u>373,500</u>	1,900	<u>420,600</u>	1,500	<u>458,500</u>	1,400	<u>517,900</u>	1,400		
	28	<u>375,400</u>	1,800	<u>422,100</u>	1,400	<u>459,700</u>	1,400	<u>519,100</u>	1,400		
	29	<u>376,900</u>	1,800	<u>423,600</u>	1,300	<u>460,700</u>	1,400	<u>520,100</u>	1,400		
	30	<u>378,700</u>	1,800	<u>424,900</u>	1,300	<u>461,400</u>	1,400	<u>521,000</u>	1,400		
	31	<u>380,500</u>	1,800	<u>426,200</u>	1,300	<u>462,200</u>	1,400	<u>521,900</u>	1,400		
	32	<u>382,100</u>	1,800	<u>427,400</u>	1,300	<u>462,900</u>	1,400	<u>522,800</u>	1,400		
	33	<u>383,800</u>	1,700	<u>428,600</u>	1,300	<u>463,600</u>	1,400	<u>523,600</u>	1,400		
	34	<u>385,200</u>	1,700	<u>429,900</u>	1,300	<u>464,400</u>	1,400	<u>524,500</u>	1,400		
	35	<u>386,600</u>	1,600	<u>431,200</u>	1,300	<u>465,100</u>	1,400	<u>525,200</u>	1,400		
	36	<u>388,000</u>	1,400	<u>432,400</u>	1,300	<u>465,700</u>	1,400	<u>525,700</u>	1,400		
	37	<u>389,400</u>	1,400	<u>433,600</u>	1,300	<u>466,200</u>	1,400	<u>526,400</u>	1,400		
	38	<u>390,600</u>	1,400	<u>434,400</u>	1,300	<u>466,800</u>	1,400	<u>527,000</u>	1,400		
	39	<u>391,800</u>	1,400	<u>435,200</u>	1,300	<u>467,400</u>	1,400	<u>527,800</u>	1,400		
	40	<u>392,800</u>	1,300	<u>436,000</u>	1,300	<u>468,000</u>	1,400	<u>528,400</u>	1,400		
	41	<u>393,900</u>	1,300	<u>436,600</u>	1,300	<u>468,500</u>	1,400	<u>528,900</u>	1,400		
	42	<u>395,100</u>	1,300	<u>437,300</u>	1,300	<u>469,000</u>	1,400				
	43	<u>396,200</u>	1,200	<u>438,000</u>	1,300	<u>469,400</u>	1,400				
	44	<u>397,300</u>	1,200	<u>438,700</u>	1,300	<u>469,700</u>	1,400				
	45	<u>398,000</u>	1,200	<u>439,500</u>	1,300	<u>470,000</u>	1,400				

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	46	<u>398,700</u>	1,200	<u>440,300</u>	1,300						
	47	<u>399,400</u>	1,200	<u>440,700</u>	1,300						
	48	<u>400,100</u>	1,200	<u>441,400</u>	1,300						
	49	<u>400,700</u>	1,200	<u>441,900</u>	1,300						
	50	<u>401,300</u>	1,200	<u>442,300</u>	1,300						
	51	<u>401,800</u>	1,200	<u>442,700</u>	1,300						
	52	<u>402,200</u>	1,200	<u>443,100</u>	1,300						
	53	<u>402,600</u>	1,200	<u>443,500</u>	1,300						
	54	<u>402,900</u>	1,200	<u>443,900</u>	1,300						
	55	<u>403,200</u>	1,200	<u>444,300</u>	1,300						
	56	<u>403,500</u>	1,200	<u>444,600</u>	1,300						
	57	<u>403,800</u>	1,200	<u>444,900</u>	1,300						
	58	<u>404,100</u>	1,200	<u>445,300</u>	1,300						
	59	<u>404,400</u>	1,200	<u>445,600</u>	1,300						
	60	<u>404,700</u>	1,200	<u>445,900</u>	1,300						
	61	<u>405,000</u>	1,200	<u>446,200</u>	1,300						
	62	<u>405,300</u>	1,200	<u>446,600</u>	1,300						
	63	<u>405,600</u>	1,200	<u>446,900</u>	1,300						
	64	<u>405,900</u>	1,200	<u>447,200</u>	1,300						
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	65	<u>406,200</u>	1,200	<u>447,500</u>	1,300						
	66	<u>406,500</u>	1,200								
	67	<u>406,800</u>	1,200								
	68	<u>407,100</u>	1,200								
	69	<u>407,300</u>	1,200								
	70	<u>407,600</u>	1,200								
	71	<u>407,900</u>	1,200								
	72	<u>408,100</u>	1,100								
	73	<u>408,300</u>	1,100								
	74	<u>408,600</u>	1,100								
	75	<u>408,900</u>	1,100								
	76	<u>409,100</u>	1,100								
	77	<u>409,300</u>	1,100								
	78	<u>409,600</u>	1,100								
	79	<u>409,900</u>	1,100								
	80	<u>410,100</u>	1,100								
	81	<u>410,300</u>	1,100								
	82	<u>410,600</u>	1,100								
	83	<u>410,900</u>	1,100								
	84	<u>411,100</u>	1,100								
	85	<u>411,300</u>	1,100								
	86	<u>411,600</u>	1,100								
	87	<u>411,900</u>	1,100								
	88	<u>412,100</u>	1,100								
	89	<u>412,300</u>	1,100								
	90	<u>412,600</u>	1,100								
	91	<u>412,900</u>	1,100								
	92	<u>413,100</u>	1,100								

職員 の区 分	職務 の級 号給	6 級		7 級		8 級		9 級		10 級	
		給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額	給料月額	改定額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	93	<u>413,300</u>	1,100								
	94										
	95										
	96										
	97										
	98										
	99										
	100										
	101										
	102										
	103										
	104										
	105										
	106										
	107										
	108										
	109										
	110										
	111										
	112										
	113										
	114										
	115										
	116										
	117										
	118										
	119										
	120										
	121										
	122										
	123										
	124										
	125										
定年再 任用 短時間 勤務員		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額		基 平 給 料 月 額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		<u>316,200</u>	1,100	<u>358,000</u>	1,200	<u>391,200</u>	1,300	<u>442,400</u>	1,400	<u>522,800</u>	1,400

6 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）新旧対照表

改正	現行
第1条（略）	第1条（略）
（特殊勤務手当の種類）	（特殊勤務手当の種類）
第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。	第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。
（1）～（3）（略）	（1）～（3）（略）
（4） <u>防疫等作業手当</u>	（4） <u>感染症等接触手当</u>
（5）～（19）（略）	（5）～（19）（略）
第3条～第5条（略）	第3条～第5条（略）
（保健福祉業務等従事手当）	（保健福祉業務等従事手当）
第6条 保健福祉業務等従事手当は、社会福祉に関する機関、保健福祉事務所等に勤務する職員が困難な業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。_____	第6条 保健福祉業務等従事手当は、社会福祉に関する機関、保健福祉事務所等に勤務する職員が困難な業務で人事委員会規則で定めるものに従事したときに支給する。 <u>ただし、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、医療職給料表（1）又は医療職給料表（3）の適用を受けている者及び第15条の手当の支給を受けている者については、この限りでない。</u>
2 保健福祉業務等従事手当の額は、 <u>月額の場合にあつては2万5,000円、日額の場合にあつては490円</u> を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。	2 保健福祉業務等従事手当の額は、 <u>日額980円</u> _____を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。
（社会福祉施設等業務手当）	（社会福祉施設等業務手当）
第6条の2（略）	第6条の2（略）
2 社会福祉施設等業務手当の額は、 <u>月額の場合にあつては7万500円、日額の場合にあつては1,800円</u> を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。	2 社会福祉施設等業務手当の額は、月額 _____ <u>7万500円</u> _____を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。
第7条～第9条（略）	第7条～第9条（略）
（ <u>防疫等作業手当</u> ）	（ <u>感染症等接触手当</u> ）
第10条 <u>防疫等作業手当は、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</u>	第10条 <u>感染症等接触手当は、職員が第1号に掲げる業務に従事したとき又は保健福祉事務所等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが第2号に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び医療職給料表（3）の適用を受けている者には、第1号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u>
（1） <u>感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する</u>	（1） <u>感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある人に接する業務又は感染症等の病原体を有し、若しくは有する疑いのある家畜若しくは感染症等の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する</u>

改 正	現 行
<p><u>業務</u></p> <p>(2) <u>保健福祉事務所等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるものが多数の結核患者に接して行う業務</u></p> <p>(3) <u>家畜の伝染性疾病の発生を予防し、及びまん延を防止するために行う業務</u></p>	<p><u>業務</u></p> <p>(2) <u>多数の結核患者に接して行う業務</u></p> <p>(新規)</p>
<p>2 <u>防疫等作業手当の額は、日額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>前項第1号に掲げる業務 350円（同号に掲げる業務（家畜に関する業務を除く。）のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額）</u></p> <p>(2) <u>前項第2号に掲げる業務 290円</u></p> <p>(3) <u>前項第3号に掲げる業務（次号に掲げるものを除く。） 790円（人事委員会規則で定める職員が当該業務に従事した場合にあつては、530円）</u></p> <p>(4) <u>前項第3号に掲げる業務のうち心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるもの 1,190円（人事委員会規則で定める職員が当該業務に従事した場合にあつては、800円）</u></p>	<p>2 <u>感染症等接触手当の額は、日額とし、前項第1号に掲げる業務にあつては350円（同号に掲げる業務（家畜に関する業務を除く。）のうち、心身に著しい負担を与えると認められる業務として人事委員会規則で定めるものに従事した場合にあつては、350円にその100分の100に相当する額を加算した額）、同項第2号に掲げる業務にあつては290円とする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>
<p>3 (略)</p> <p>(病理細菌検査手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 <u>病理細菌検査手当の額は、月額の場合にあつては4万8,400円、日額の場合にあつては1,980円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>(家畜等取扱手当)</p> <p>第12条 <u>家畜等取扱手当は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p>	<p>3 (略)</p> <p>(病理細菌検査手当)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2 <u>病理細菌検査手当の額は、月額4万8,400円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>第11条 (略)</p> <p>(家畜等取扱手当)</p> <p>第12条 <u>家畜等取扱手当は、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。ただし、月額で特殊勤務手当の支給を受けている者には、第1号、第4号及び第5号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p>

改 正	現 行
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) <u>保健福祉事務所及び動物愛護センター</u> における動物の愛護の指導、動物の飼養の指導取締り 又は動物の <u>取扱いの補助の業務</u>	(5) <u>動物愛護センター</u> における動物の愛護の指導、動物の飼養の指導取締り、 <u>野犬等の捕獲のための自動車の運転</u> 又は動物の <u>保護に関する業務</u> で人事委員会規則で定めるもの
(削除)	(6) <u>家畜保健衛生所における家畜の伝染性疾患の発生予防及びまん延防止の業務</u>
(6)～(9) (略)	(7)～(10) (略)
2 <u>家畜等取扱手当の額は、前項第1号から第7号までに掲げる業務にあつては日額1,770円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</u>	2 <u>家畜等取扱手当の額は、前項第1号から第8号までに掲げる業務にあつては日額1,770円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</u>
3 <u>家畜等取扱手当の額は、第1項第8号及び第9号に掲げる業務にあつては月額3万5,300円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</u>	3 <u>家畜等取扱手当の額は、第1項第9号及び第10号に掲げる業務にあつては月額3万5,300円を超えない範囲内で、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、人事委員会規則で定める。</u>
(削除)	4 <u>第1項第1号及び第2号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当は、同項第6号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当を受ける者には支給しない。</u>
第13条・第14条 (略)	第13条・第14条 (略)
(有害毒薬物等取扱手当)	(有害毒薬物等取扱手当)
第15条 <u>有害毒薬物等取扱手当は</u> ____、試験研究機関等に勤務し、人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品若しくは人体に有害な微生物若しくは衛生動物を取り扱う業務に常時従事する職員____ ____で人事委員会規則で定めるもの(以下この項及び次項において「有害毒薬物等取扱業務常時従事職員」という。)又は人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事する職員(有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。)で人事委員会規則で定めるもの____ ____が当該業務に従事したときに支給する。	第15条 <u>有害毒薬物等取扱手当は、保健福祉事務所、試験研究機関等に勤務し、人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品若しくは人体に有害な微生物若しくは衛生動物を取り扱う業務に常時従事する職員(月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び医療職給料表(3)の適用を受けている者を除く。)</u> で人事委員会規則で定めるもの(以下____「有害毒薬物等取扱業務常時従事職員」という。)又は人体に有害なガスの発生を伴う業務若しくは特に危険性を有する薬品を取り扱う業務に従事する職員(有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。)で人事委員会規則で定めるもの(医療職給料表(1)の適用を受けている者及び第12条第1項第6号に掲げる業務に係る家畜等取扱手当の支給を受けている者を除く。)が当該業務に従事したときに支給する。
2・3 (略)	2・3 (略)
第16条 (略) (火薬類取締等業務手当)	第16条 (略) (火薬類取締等業務手当)

改正	現行
<p>第17条 火薬類取締等業務手当は、職員_____が、危険物、火薬類、毒物及び劇物並びに高圧ガスの取締り、公害防止の立入検査、高圧ガスの製造その他特に危険又は健康を害するおそれがある業務で人事委員会規則の定めるものに従事したときに支給する。</p>	<p>第17条 火薬類取締等業務手当は、職員（月額で特殊勤務手当の支給を受けている者及び有害毒薬物等取扱業務常時従事職員を除く。）が、危険物、火薬類、毒物及び劇物並びに高圧ガスの取締り、公害防止の立入検査、高圧ガスの製造その他特に危険又は健康を害するおそれがある業務で人事委員会規則の定めるものに従事したときに支給する。</p>
<p>2 (略) (麻薬取締業務手当)</p>	<p>2 (略) (麻薬取締業務手当)</p>
<p>第18条 (略)</p>	<p>第18条 (略)</p>
<p>2 麻薬取締業務手当の額は、日額<u>550円</u>とする。</p>	<p>2 麻薬取締業務手当の額は、日額<u>370円</u>とする。</p>
<p>第19条 (略) (水中等作業手当)</p>	<p>第19条 (略) (水中等作業手当)</p>
<p>第20条 水中等作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。_____</p>	<p>第20条 水中等作業手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。ただし、<u>海事職給料表(1)又は海事職給料表(2)の適用を受けている者には、第6号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p>
<p>(1) (略) (削除)</p>	<p>(1) (略) (2) <u>橋脚の基礎工事その他港湾、河川等におけるこれに類する工事の指揮、監督又は調査のための作業で水面下4メートル以上の深所で行うもの</u></p>
<p>(2)～(5) (略)</p>	<p>(3)～(6) (略)</p>
<p>2 水中等作業手当の額は、前項第1号に掲げる作業にあつては作業1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、第2号から第5号までに掲げる作業にあつては日額250円から<u>550円</u>までの範囲内で、作業の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p>	<p>2 水中等作業手当の額は、前項第1号に掲げる作業にあつては作業1時間につき310円から1,500円までの範囲内で、第2号から第6号までに掲げる作業にあつては日額250円から<u>450円</u>までの範囲内で、作業の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p>
<p>第20条の2～第22条 (略) (危険現場手当)</p>	<p>第20条の2～第22条 (略) (危険現場手当)</p>
<p>第23条 危険現場手当は、職員が次に掲げる業務又は作業(次項において「業務等」という。)に従事したときに支給する。</p>	<p>第23条 危険現場手当は、職員が次に掲げる業務又は作業(次項において「業務等」という。)に従事したときに支給する。</p>
<p>(1)～(4) (略) (5) 道路上において交通を遮断することなく行う道路の維持、修繕、測量その他の業務</p>	<p>(1)～(4) (略) (5) 道路上において交通を遮断することなく行う道路の維持、修繕、測量その他の業務</p>
<p>_____で人事委員会規則で定めるもの</p>	<p><u>(第45条の手当の支給の対象となる業務を除く。)</u>で人事委員会規則で定めるもの</p>
<p>(6) (略) (削除)</p>	<p>(6) (略) (7) <u>室温が零下20度以下の冷凍室等において</u></p>

改 正	現 行
<p>2 危険現場手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき210円から1,000円までの範囲内で、同項第2号から第6号までに掲げる業務等にあつては日額270円から450円までの範囲内で、業務等の種類に応じ、人事委員会規則で定める額</p>	<p>行う作業で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 危険現場手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては業務に従事した時間1時間につき210円から1,000円までの範囲内で、同項第2号から第6号までに掲げる業務等にあつては日額270円から450円までの範囲内で、業務等の種類に応じ、人事委員会規則で定める額とし、同項第7号に掲げる作業にあつては作業1時間につき200円とする。</p>
<p>_____とする。</p>	
<p>第24条～第34条 (略) (夜間特殊業務手当)</p>	<p>第24条～第34条 (略) (夜間特殊業務手当)</p>
<p>第35条 夜間特殊業務手当は、人事委員会規則で定める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。第37条第1項 _____において同じ。)において行う人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第35条 夜間特殊業務手当は、人事委員会規則で定める職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。第37条第1項第1号において同じ。)において行う人事委員会規則で定める業務に従事したときに支給する。</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>第36条 (略) (夜間緊急業務手当)</p>	<p>第36条 (略) (夜間緊急業務手当)</p>
<p>第37条 夜間緊急業務手当は、職員が、突発的に発生した業務で人事委員会規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で、深夜において行う当該業務に従事したときに支給する。</p>	<p>第37条 夜間緊急業務手当は、職員が第1号に掲げる業務に従事したとき又は人事委員会規則で定める機関に勤務する医療職給料表(1)、医療職給料表(2)若しくは医療職給料表(3)の適用を受けている職員が第2号に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(1) 突発的に発生した業務で人事委員会規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で、深夜において行う当該業務(次号に掲げる業務を除く。)</p>
<p>(削除)</p>	<p>(2) 救急医療等の業務に対処するために緊急の呼出しを受け、人事委員会規則で定める事情の下で行う当該業務</p>
<p>2 夜間緊急業務手当の額は、その勤務1回につき1,240円を超えない範囲内で、その業務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める。</p>	<p>2 夜間緊急業務手当の額は、その勤務1回につき1,240円を超えない範囲内で、その業務の種類又は勤務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める。</p>
<p>(削除)</p>	<p>3 第45条第1項の規定による手当(同項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。以下この項において同じ。)が支給される日には、夜間緊急業務手当は支給しない。ただし、夜間緊急業務手当の額が、同項の規定による手当の額を超えるときは、同項の規定による手当は支給</p>

改 正	現 行
<p>(用地交渉等手当)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 用地交渉等手当の額は、日額<u>1,050円</u>を超えない範囲内で、その勤務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第39条～第44条 (略)</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 土木事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、河川の堤防等、道路若しくはその周辺、港湾施設等、鉄道施設等、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域、<u>砂防法</u>(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地、<u>林道</u>、<u>治山施設</u>、<u>かんがい用排水施設</u>又は<u>農業用道路</u>において、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う巡回監視、応急作業その他の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>せず、夜間緊急業務手当を支給する。</u></p> <p>(用地交渉等手当)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 用地交渉等手当の額は、日額<u>900円</u>を超えない範囲内で、その勤務に従事した時間区分に応じ、人事委員会規則で定める額とする。</p> <p>第39条～第44条 (略)</p> <p>(災害応急作業等手当)</p> <p>第45条 災害応急作業等手当は、次に掲げる場合に支給する。</p> <p>(1) 土木事務所その他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が、河川の堤防等、道路若しくはその周辺、港湾施設等、鉄道施設等、急傾斜地崩壊危険区域、地すべり防止区域又は<u>砂防法</u>(明治30年法律第29号)第2条の規定により指定された土地_____において、異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に行う巡回監視、応急作業その他の業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>第46条 (略)</p> <p>(警察業務手当)</p> <p>第47条 警察業務手当は、職員(_____第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員_____で人事委員会規則で定めるもの)に限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの)に限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表(1)の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。)が次の_____に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 検視等又は死体の納棺、変死者の処理若しくは死体解剖の補助の業務(次号に掲げる業務を除く。) _____</p>	<p>第46条 (略)</p> <p>(警察業務手当)</p> <p>第47条 警察業務手当は、職員(第2号に掲げる業務にあつては第18号に掲げる業務に係る手当を受けている者を除き、第5号に掲げる業務にあつては警察第一機動隊等に勤務する職員(航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者を除く。))で人事委員会規則で定めるもの)に限り、第8号の2に掲げる業務にあつては警察署等に勤務する職員で人事委員会規則で定めるもの)に限り、第16号及び第16号の2に掲げる業務にあつては行政職給料表(1)の適用を受けている者に限り、第18号に掲げる業務にあつては、当該業務を本務とする者に限る。)が次の<u>各号</u>に掲げる業務に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 検視等又は死体の納棺、変死者の処理若しくは死体解剖の補助の業務(次号に掲げる業務を除く。) <u>で</u>人事委員会規則で定めるもの</p>

改正	現行
<p>(3)の2 (略)</p> <p>(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条の規定に違反する行為等の取締りの業務で人事委員会規則で定める特に危険なもの</p>	<p>(3)の2 (略)</p> <p>(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第68条の規定に違反する行為等の取締りの業務で人事委員会規則で定める特に危険なもの <u>(第35条の手当の支給の対象となる業務を除く。)</u></p>
<p>(4)の2～(18) (略)</p> <p>2 警察業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額4,600円とし、同項第1号の2に掲げる業務にあつては日額250円から4,600円までの範囲内で、同項第2号に掲げる業務にあつては日額820円から1,640円までの範囲内で、同項第3号に掲げる業務にあつては日額<u>1,000円から3,200円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定め、同項第3号の2に掲げる業務にあつては1体につき<u>3,200円</u>とし、同項第4号から第5号までに掲げる業務にあつては日額270円から1,260円までの範囲内で、同項第5号の2に掲げる業務にあつては日額4,000円から8,000円までの範囲内で、同項第6号から第17号までに掲げる業務にあつては日額240円から<u>1,650円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p>	<p>(4)の2～(18) (略)</p> <p>2 警察業務手当の額は、前項第1号に掲げる業務にあつては日額4,600円とし、同項第1号の2に掲げる業務にあつては日額250円から4,600円までの範囲内で、同項第2号に掲げる業務にあつては日額820円から1,640円までの範囲内で、同項第3号に掲げる業務にあつては日額<u>630円</u>から<u>2,380円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定め、同項第3号の2に掲げる業務にあつては1体につき<u>2,700円</u>とし、同項第4号から第5号までに掲げる業務にあつては日額270円から1,260円までの範囲内で、同項第5号の2に掲げる業務にあつては日額4,000円から8,000円までの範囲内で、同項第6号から第17号までに掲げる業務にあつては日額240円から<u>1,100円</u>までの範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(航空手当)</p> <p>第48条 航空手当は、航空機に関し、職員が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</p>	<p>3 (略)</p> <p>(航空手当)</p> <p>第48条 航空手当は、航空機に関し、職員が次の各号に掲げる業務に従事したときに支給する。<u>ただし、航空機の操縦業務に関し月額で特殊勤務手当の支給を受けている者には、第2号に掲げる業務に係る手当は支給しない。</u></p>
<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(併給禁止等)</p>	<p>(1)～(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
<p>第48条の2 <u>医療職給料表(1)若しくは医療職給料表(3)の適用を受けている職員又は海事職給料表(1)若しくは海事職給料表(2)の適用を受けている職員には、人事委員会規則で定める特殊勤務手当は支給しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>2 <u>月額で特殊勤務手当の支給を受ける職員には、人事委員会規則で定める場合を除き、当該特殊勤務手当以外の特殊勤務手当は支給しない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 <u>職員が、同一の日に従事した業務について、2以上の特殊勤務手当(日額のものに限る。以</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正	現 行				
<p>下この項及び次項において「日額特殊勤務手当」という。)の支給を受けようとする場合(人事委員会が定める場合を除く。)、そのいずれか支給額が最も高い日額特殊勤務手当のみを支給する。</p>					
<p>4 職員が、同一の日に同一の日額特殊勤務手当で支給額が異なるものの支給の対象となる複数の業務に従事した場合(人事委員会が定める場合を除く。)、当該従事した業務の中で支給額が最も高い業務についてのみ当該日額特殊勤務手当を支給する。</p>	(新設)				
<p>5 次の表の左欄に掲げる特殊勤務手当を支給する日については、当該手当に対応する同表の右欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。ただし、この規定により支給しないこととなる同表の右欄に掲げる特殊勤務手当の額が当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当の額を超えるときは、その同表の右欄に掲げる特殊勤務手当を支給し、当該手当に対応する同表の左欄に掲げる特殊勤務手当は支給しない。</p>	(新設)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 1066 501 1099">夜間緊急業務手当</td> <td data-bbox="501 1066 762 1099">危険現場手当</td> </tr> <tr> <td data-bbox="193 1111 501 1305"> 災害応急作業等手当 (第45条第1項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。)</td> <td data-bbox="501 1111 762 1305">夜間緊急業務手当</td> </tr> </table>	夜間緊急業務手当	危険現場手当	災害応急作業等手当 (第45条第1項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。)	夜間緊急業務手当	
夜間緊急業務手当	危険現場手当				
災害応急作業等手当 (第45条第1項第4号に掲げる場合に支給される手当を除く。)	夜間緊急業務手当				
<p>第48条の3・第48条の4 (略)</p>	<p>第48条の2・第48条の3 (略)</p>				
<p>第49条・第50条 (略)</p>	<p>第49条・第50条 (略)</p>				
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>				
<p>1・2 (略)</p>	<p>1・2 (略)</p>				
<p>(防疫等作業手当の特例)</p>	<p>(保健福祉業務等従事手当の特例)</p>				
<p>3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第22条第1項に規定する都道府県対策本部が設置されたもの(人事委員会規則で定めるものに限る。))をいう。)から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務であつて人事委員会が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p>	<p>3 職員が新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)に係るワクチンの接種の業務に従事した場合における保健福祉業務等従事手当の支給については、第6条第1項中「困難な業務」とあるのは「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種の業務」と、「月額で特殊勤務手当の支給を受けている者、」とあるのは「、」と、「者及び第15条の手当の支給を受けている者」</p>				

改 正	現 行
<p>4 前項の手当の額は、日額1,500円（緊急に行われた措置に係る業務であつて、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認めるものに従事した場合にあつては、4,000円）を超えない範囲内で、それぞれの業務に応じ、人事委員会が定める額とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>	<p>とあるのは「者（歯科医師を除く。）」と、同条第2項中「980円を超えない範囲内で、業務の種類に応じ、人事委員会規則で定める」とあるのは「3,000円とする」と読み替えて、同条の規定を適用する。</p> <p>(感染症等接触手当の特例)</p> <p>4 職員が多数の新型コロナウイルス感染症患者等（新型コロナウイルス感染症の病原体を有し、又は有する疑いのある人をいう。以下この項及び次項において同じ。）が滞在する施設若しくは滞在するための施設又はこれらに準ずる場所において、新型コロナウイルス感染症患者等に接する業務又は新型コロナウイルス感染症の病原体が付着し、若しくは付着している疑いのある物件に接触する業務であつて人事委員会が定めるものその他これらに準ずる業務として人事委員会が定める業務に従事したときは、感染症等接触手当を支給する。この場合において、第10条の規定は適用しない。</p> <p>5 前項に規定する手当の額は、日額3,000円（新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触し、又は新型コロナウイルス感染症患者等に長時間にわたり接する業務その他人事委員会がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあつては、4,000円）とする。</p> <p>(警察業務手当の特例)</p> <p>6 職員が東日本大震災に対処するため業務に従事した場合における第47条の規定の適用については、同条第1項第3号中「検視等又は死体の納棺、変死者の処理若しくは死体解剖の補助の業務」とあるのは「死体を取り扱う業務」と、同条第2項中「2,380円」とあるのは「4,760円」とする。</p>

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例関連の新旧対照表【総務局関係】

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）新旧対照表
（第1条関係）

改 正	現 行
<p>第1条・第2条（略） （正規の勤務時間）</p> <p>第3条 前条の規定による勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、任命権者は、職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）からの申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認められる職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</p> <p>4 正規の勤務時間とは、前3項の規定によって割り振られた勤務時間をいう。 （週休日）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 任命権者は、前条第3項の規定によつて勤務時間を割り振る職員については、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定による週休日に加えて週休日を設けることができる。 （休憩時間）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の休憩時間は、次に掲げる場合において、任命権者が別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。 （1）職務又は公署に特殊性がある場合 （2）職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼ</p>	<p>第1条・第2条（略） （正規の勤務時間）</p> <p>第3条 前条の規定による勤務時間は、人事委員会規則の定めるところにより、月曜日から金曜日までの5日間において、任命権者がその割振りを行うものとする。<u>ただし、任命権者は、特別の勤務に従事する職員については、人事委員会規則の定めるところにより、勤務時間の割振りについて別に定めることができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 正規の勤務時間とは、<u>前項</u>の規定によつて割り振られた勤務時間をいう。 （週休日）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（休憩時間）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第1項の休憩時間は、<u>職務に特殊性がある場合</u>において、任命権者が別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。 （新設） （新設）</p>

改 正	現 行
<p>し、又は職員の能率を著しく低下させる場合</p>	
<p>(3) 職員からの申告を考慮して休憩時間を与えることが適当である場合</p>	<p>(新設)</p>
<p>第6条・第7条 (略) (休暇の種類)</p>	<p>第6条・第7条 (略) (休暇の種類)</p>
<p>第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) (略)</p>	<p>第8条 休暇の種類は、次のとおりとする。 (1)～(16) (略)</p>
<p>(17) 子育て部分休暇 2 (略)</p>	<p>(新設) 2 (略)</p>
<p>第9条～第14条 (略) (慶弔休暇)</p>	<p>第9条～第14条 (略) (慶弔休暇)</p>
<p>第15条 任命権者は、職員の結婚の場合又は父母の祭日の場合であつて勤務しないことが相当であると認められるときは、その願い出に基づき、職員の結婚の場合は人事委員会規則で定める期間内につき5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を_____与えることができる。</p>	<p>第15条 任命権者は_____、職員の婚姻の場合は_____5日以内、職員の父母の祭日の場合は1日の慶弔休暇を願出に基づき与えることができる。</p>
<p>第15条の2～第15条の4 (略) (育児参加休暇)</p>	<p>第15条の2～第15条の4 (略) (育児参加休暇)</p>
<p>第15条の5 任命権者は、職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第16条第6号を除き、以下同じ。)又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子若しくは小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)の養育(以下この項において「子の養育」という。)をする当該職員又は当該出産に係る孫若しくは小学校就学の始期に達するまでの孫の世話(以下この項において「孫の世話」という。)をする当該職員が、子の養育又は孫の世話のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p>	<p>第15条の5 任命権者は、職員の妻(____届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)____が_____が出産する場合であつてその出産予定日前8週間目(多胎妊娠の場合にあつては、14週間目)に当たる日から出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は____小学校就学の始期に達するまでの子(妻の____子を含む。)を養育する_____当該職員が、これらの子の養育_____のため勤務しないことが相当であると認められるときには、その願い出に基づき、当該期間内につき5日の範囲内で、育児参加休暇を与えることができる。</p>
<p>2 (略) (短期介護休暇)</p>	<p>2 (略) (短期介護休暇)</p>
<p>第15条の6 任命権者は、職員が配偶者_____、</p>	<p>第15条の6 任命権者は、職員が配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第16条第6号を除き、以下同じ。)、</p>

改 正	現 行
<p>父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第15条の7～第16条の3 （略） （子育て部分休暇）</p>	<p>父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護その他の人事委員会規則で定める世話をを行うため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、その願い出に基づき、1年につき5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内で、短期介護休暇を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>第15条の7～第16条の3 （略）</p>
<p>第16条の4 <u>任命権者は、職員（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員（第18条の2において「育児短時間勤務職員等」という。）その他その任用の状況がこれらに類する職員として人事委員会規則で定める職員を除く。）が、小学校就学の始期から満9歳に達した日の属する学年の末日以前の子を養育するため、1日の勤務時間の一部につき、勤務しないことが相当であると認められる場合に、子育て部分休暇を与えることができる。</u></p> <p>2 <u>子育て部分休暇の時間は、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p>3 <u>第16条の2第3項の規定は、子育て部分休暇について準用する。</u></p>	<p>（新設）</p>
<p>第17条・第17条の2 （略） （時間外勤務代休時間）</p> <p>第17条の3 任命権者は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第1項から第3項まで及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除</p>	<p>第17条・第17条の2 （略） （時間外勤務代休時間）</p> <p>第17条の3 任命権者は、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第11条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（次項において「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第3条第1項 及び次条の規定により勤務時間が割り振られた日（休日を除</p>

改 正	現 行
<p>く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(週休日等の振替)</p> <p>第18条 任命権者は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>第3条第1項から第3項までの規定により勤務時間が割り振られた日</u>(休日(休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日)を除く。以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p> <p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)</p> <p>第18条の2 <u>育児短時間勤務職員等</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第19条・第20条 (略)</p>	<p>く。)に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(週休日等の振替)</p> <p>第18条 任命権者は、職員に週休日又は休日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、人事委員会規則の定めるところにより、<u>第3条第1項</u>の規定により勤務時間が割り振られた日(休日(休日に勤務することを命ずる場合は、休日及び人事委員会規則で定める日)を除く。以下「勤務日」という。)のうち人事委員会規則で定める期間内にある勤務日を週休日若しくは休日に変更し、当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命じ、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち半日勤務時間(通常の勤務日の勤務時間のおおむね2分の1に相当する勤務時間として人事委員会規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を当該勤務日に割り振ることをやめ、若しくは半日勤務時間を勤務することを免除し、当該半日勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、若しくは勤務することを命ずることができる。</p> <p>(育児短時間勤務職員等の勤務時間等)</p> <p>第18条の2 <u>地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員</u>の勤務時間等については、別に人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>第19条・第20条 (略)</p>

職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年神奈川県条例第75号)新旧対照表
(附則第4項関係)

改 正	現 行
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第3条第2項</u> に規定する職員のうち人事委員	2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 <u>第3条第1項</u> ただし書に規定する職員のうち人事委員

改 正	現 行
<p>会規則で定める職員の休息時間については、第1条の規定による改正後の同条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>3 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項 _____に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、第2条の規定による改正後の同条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p>	<p>会規則で定める職員の休息時間については、第1条の規定による改正後の同条例第6条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p> <p>3 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項ただし書に規定する職員のうち人事委員会規則で定める職員の休息時間については、第2条の規定による改正後の同条例第3条の規定にかかわらず、当分の間、人事委員会規則の定めるところによる。</p>

8 職員の育児休業等に関する条例（平成4年神奈川県条例第7号）新旧対照表

改正	現行
<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第16条第1項及び学校職員の給与等に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうちの、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第11条（略） （育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 （1） 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第4条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）<u>第2条第7項</u>に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。 （2）（略）</p> <p>第13条～第17条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例第16条第1項及び学校職員の給与等に関する条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうちの、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法_____第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。</u>）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、人事委員会の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。</p> <p>第9条～第11条（略） （育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）</p> <p>第12条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、次に掲げる勤務の形態（同項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除く。）とする。 （1） 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第54号）第4条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）<u>第2条第5項</u>に規定する週休日をいう。次号において同じ。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務すること。 （2）（略）</p> <p>第13条～第17条（略）</p>

改 正	現 行																																																
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）<u>第48条の3</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員</td> </tr> <tr> <td>常勤の職員</td> <td>当該承認を受けていない常勤の職員</td> </tr> </table>	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員	常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員	<p>(育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例の特例)</p> <p>第18条 育児短時間勤務をしている職員についての職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和32年神奈川県条例第53号）<u>第48条の2</u>の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</td> <td>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員</td> </tr> <tr> <td>常勤の職員</td> <td>当該承認を受けていない常勤の職員</td> </tr> </table>	地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員	常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員																																								
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員																																																
常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員																																																
地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員	地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員																																																
常勤の職員	当該承認を受けていない常勤の職員																																																
<p>(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7条第5項</td> <td>第2条第7項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>に規定する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の3の見出し</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の3</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			第7条第5項	第2条第7項	(略)		に規定する		(略)			第14条の3の見出し	(略)		第14条の3	(略)			(略)		(略)			<p>(育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第19条 育児短時間勤務をしている職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第7条第5項</td> <td>第2条第5項</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>に規定する</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の2の見出し</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(略)			第7条第5項	第2条第5項	(略)		に規定する		(略)			第14条の2の見出し	(略)		第14条の2	(略)			(略)		(略)		
(略)																																																	
第7条第5項	第2条第7項	(略)																																															
	に規定する																																																
(略)																																																	
第14条の3の見出し	(略)																																																
第14条の3	(略)																																																
	(略)																																																
(略)																																																	
(略)																																																	
第7条第5項	第2条第5項	(略)																																															
	に規定する																																																
(略)																																																	
第14条の2の見出し	(略)																																																
第14条の2	(略)																																																
	(略)																																																
(略)																																																	
<p>第20条～第26条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次</p>	<p>第20条～第26条 (略)</p> <p>(育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の特例)</p> <p>第27条 短時間勤務職員についての学校職員の給与等に関する条例の規定の適用については、次</p>																																																

改 正	現 行																								
<p>の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の3の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の3</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第28条 (略) (部分休業の承認)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第1項に規定する育児休暇、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の3第1項に規定する介護時間又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の4第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の4第1項に規定する子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p>	(略)			第14条の3の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）	(略)		第14条の3	(略)		(略)			<p>の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の2の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第14条の2</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>第28条 (略) (部分休業の承認)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条及び_____学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条_____に規定する育児休暇又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例第16条の3第1項及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条の3第1項に規定する介護時間_____</p> <p>_____の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児休暇又は介護時間_____の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第30条～第34条 (略)</p>	(略)			第14条の2の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）	(略)		第14条の2	(略)		(略)		
(略)																									
第14条の3の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）	(略)																								
第14条の3	(略)																								
(略)																									
(略)																									
第14条の2の見出し、第16条第2項及び第3項ただし書、第20条の4第1項及び第2項ただし書、第21条第1項及び第2項ただし書並びに第21条の2（見出しを含む。）	(略)																								
第14条の2	(略)																								
(略)																									

9 任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 関連の新旧対照表

任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）新旧対照表
 〈第1条関係〉

改 正	現 行																																
第1条～第4条（略） （給与に関する特例） 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	第1条～第4条（略） （給与に関する特例） 第5条 第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第1号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">402,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">461,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">522,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">603,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">701,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">800,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	402,000	2	461,000	3	522,000	4	603,000	5	701,000	6	800,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">456,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">516,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: right;">596,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: right;">693,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: right;">791,300</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	398,000	2	456,000	3	516,300	4	596,300	5	693,300	6	791,300
号給	給料月額																																
	円																																
1	402,000																																
2	461,000																																
3	522,000																																
4	603,000																																
5	701,000																																
6	800,000																																
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	398,000																																
2	456,000																																
3	516,300																																
4	596,300																																
5	693,300																																
6	791,300																																
2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。	2 第3条第2号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第2号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">336,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">371,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">398,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	336,000	2	371,000	3	398,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号 給</th> <th>給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: right;">332,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: right;">367,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: right;">394,000</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	1	332,000	2	367,000	3	394,000												
号給	給料月額																																
	円																																
1	336,000																																
2	371,000																																
3	398,000																																
号 給	給 料 月 額																																
	円																																
1	332,000																																
2	367,000																																
3	394,000																																
3～5（略） （給与条例の適用除外等） 第6条（略）	3～5（略） （給与条例の適用除外等） 第6条（略）																																
2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採	2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採																																

改 正	現 行
<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略) (給与条例の適用除外等)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 第1号任期付研究員及び第2号任期付研究員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号。以下「任期付研究員条例」という。）第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、同条第2項及び給与条例第14条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付研究員条例第3条第1号の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例」と、同条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付研究員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>第7条 (略)</p>

任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）新旧対照表
 〈第3条関係〉

改 正	現 行																																				
<p>第1条～第6条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号給</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">380,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">427,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">477,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">539,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">615,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">718,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: right;">839,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	<u>1</u>	380,000	<u>2</u>	427,000	<u>3</u>	477,000	<u>4</u>	539,000	<u>5</u>	615,000	<u>6</u>	718,000	<u>7</u>	839,000	<p>第1条～第6条（略） （給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">号 給</th> <th style="text-align: center;">給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: right;">376,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: right;">422,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> <td style="text-align: right;">472,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td style="text-align: right;">533,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td style="text-align: right;">608,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>6</u></td> <td style="text-align: right;">710,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> <td style="text-align: right;">830,300</td> </tr> </tbody> </table>	号 給	給 料 月 額		円	<u>1</u>	376,000	<u>2</u>	422,000	<u>3</u>	472,300	<u>4</u>	533,300	<u>5</u>	608,300	<u>6</u>	710,300	<u>7</u>	830,300
号給	給料月額																																				
	円																																				
<u>1</u>	380,000																																				
<u>2</u>	427,000																																				
<u>3</u>	477,000																																				
<u>4</u>	539,000																																				
<u>5</u>	615,000																																				
<u>6</u>	718,000																																				
<u>7</u>	839,000																																				
号 給	給 料 月 額																																				
	円																																				
<u>1</u>	376,000																																				
<u>2</u>	422,000																																				
<u>3</u>	472,300																																				
<u>4</u>	533,300																																				
<u>5</u>	608,300																																				
<u>6</u>	710,300																																				
<u>7</u>	830,300																																				
<p>2～4（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用さ</p>	<p>2～4（略） （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用さ</p>																																				

改 正	現 行
<p>れた職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>れた職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第9条 (略)</p>

〈第4条関係〉

改 正	現 行
<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、給与条例第21条第2項及び学校職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」とあるの</p>	<p>第1条～第7条 (略)</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第14条の2第1項及び第2項、第14条の3、第15条第2項、第17条の2第1項並びに第21条の規定並びに学校職員給与条例第18条の2第1項及び第2項、第18条の3、第19条第2項並びに第27条の規定の適用については、給与条例第14条の2第1項及び学校職員給与条例第18条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の2第2項及び第14条の3並びに学校職員給与条例第18条の2第2項及び第18条の3中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第15条第2項及び学校職員給与条例第19条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の175</u>」と、給与条例第17条の2第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第21条第1項及び学校職員給与条例第27条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員給与条例第27条第2項中「この条例及びこれに」</p>

改 正	現 行
は「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。	とあるのは「この条例及び任期付職員条例並びにこれらに」とする。
3～5 (略)	3～5 (略)
第9条 (略)	第9条 (略)

10 県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年神奈川県条例第41号）新旧対照表

〈第1条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の138</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の69</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の220</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の132</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の66</u></p>

〈第2条関係〉

改 正	現 行
<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の225</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の135</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の67.5</u></p>	<p>第7条（略）</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 6月 <u>100分の230</u></p> <p>(2) 3月以上6月未満 <u>100分の138</u></p> <p>(3) 3月未満 <u>100分の69</u></p>